

片付け支援サービス情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸住環境整備公社(以下「公社」という。)が片付け支援サービス内容及び提供事業者に関する情報を整理、公開することで、市民の安全で快適な暮らしの一助となることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる

- (1) 片付け支援サービス 民間事業者が提供する家財の片付けサービス
- (2) 名簿 片付け支援サービスの概要を市民に開示、提供することを目的として、公社が作成し管理する片付け支援サービス内容及び提供事業者を掲載する名簿
- (3) 掲載事業者 前号の名簿に掲載する事業者
- (4) 利用者 片付け支援サービスの利用者

(名簿の使用)

第3条 公社は、名簿を公開し、市民が片付け支援サービスを選定する際に利用者等に応じてアドバイスを行う。

(名簿掲載の申請)

第4条 公社が募集等をしたとき、片付け支援サービスを有し名簿に掲載を希望する事業者は公社に申請することができる。

(名簿掲載・非掲載の決定及び通知)

第5条 公社は、申請内容を適当と認める場合は、名簿に掲載を決定するとともに、申請者に掲載の通知を行う。

2 公社は、申請内容に不備がある場合は、申請者に非掲載の通知を行う。

(欠格事由)

第6条 公社は、第4条の名簿に掲載申請をしようとするものが、次の各号の一に該当するときは、名簿掲載を行わない。

- (1) 申請しようとする業務を利用した相手との間で、現在係争中の者
- (2) 申請しようとする業務を開業して2年を満たない者

- (3) 申請しようとする業務について過去1年間業務を完了した実績を有しない者
- (4) 過去に名簿から削除され、その日から2年を経過しない者
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年被後見人、民法第12条に規定する被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員の者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者
- (7) 自己が自らまたは第三者を利用して、他の当事者に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いた、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害した者
- (8) 禁錮以上の刑に処せられ又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰金以上の刑に処せられて、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 過去の業務に関し、神戸市すまいの安心支援センター及び関係行政機関に、複数又は継続的に苦情相談の事実があるとき（申請者にその責がないことが明らかな場合を除く。）

（掲載事業者の義務）

第7条 掲載事業者は、この要綱に従い、誠実かつ良心的に市民からの依頼に応えなければならない。

- 2 掲載事業者は、片付け支援サービスの契約に際し、契約書、約款及び見積書等の書面をもって行わなければならない。
- 3 掲載事業者は、不正又は不誠実な行為を行ってはならない。
- 4 掲載事業者は、サービスを提供するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 5 掲載事業者は、正当な理由がなく、当事業を通じて知り得た利用者等の氏名や住所等の情報を、片付け支援サービス以外で利用あるいは第三者に漏らしてはならない。
- 6 掲載事業者は、廃棄物処理法、古物営業法（昭和24年法律第108号）

及びその他関係法令の施行の限度において、監督官庁の報告の徴収及び立ち入り検査には誠実に対応しなければならない。

7 掲載事業者は、神戸市内で契約時は利用者、神戸市環境共栄事業協同組合と原則三者契約（標準様式）を締結しなければならない。

8 掲載事業者は、事業運営について会合や意見徴収等公社が依頼した場合は、協力しなければならない。

（業務の照会）

第8条 掲載事業者は、業務に関連する内容について、公社が照会した場合は協力しなければならない。

（変更の届出義務）

第9条 掲載事業者は、第4条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに、公社に届け出なければならない。

2 第5条の規定は、名簿変更通知について準用する。

（掲載削除）

第10条 掲載事業者は、掲載の削除を希望するとき又は次の各号の一に該当するに至ったときは、速やかに、公社に届け出なければならない。

(1) 片付け支援サービスを廃止した場合

(2) 廃業又は破産した場合

(3) 合併により消滅又は解散した場合

2 公社は、掲載事業者が次の各号の一に該当する可能性があるときは、名簿を非掲載とすることができる。掲載を非掲載するとともに、当該掲載事業者に通知しなければならない。

(1) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

(2) 第7条各項のいずれかに違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段により申請を行った場合

(4) 公社の信用を著しく傷つけた場合

(5) 利用者等からの業務に対する苦情があり、その苦情の内容又は対応・姿勢が、名簿に掲載不相当と認められる場合

(6) 名簿に掲載する住所がなく、その住所が不明の場合

(7) その他、公社が不相当と認める場合

3 公社は、掲載事業者が前項の各号の一に該当するときは、第1項の届出なく、当該事務所等の掲載を削除することができる。掲載を削除するとともに、当該掲載事業者に通知しなければならない。

(名簿掲載期間)

第11条 名簿掲載期間は、掲載の日から1年とする。ただし、公社が認めた場合には、1年を超えて掲載期限の日を別に定めることができる。

(名簿掲載の更新)

第12条 第4条から第6条までの規定は、名簿掲載更新について準用する。この場合において、これらの規定中「掲載」とあるのは、「更新」と読み替えるものとする。

2 公社は、前項の更新のために必要な更新申請期間を定めなければならない。

3 公社は、前項の期間を定めたときは、速やかに、掲載事業者に次の各号に定める日を通知しなければならない。

(1) 掲載期限の日

(2) 更新申請開始の日及び終了の日

4 公社は、前条ただし書に定める改定を行うときは、前項の通知に加えて、その改定の概要を掲載事業者に通知しなければならない。

5 公社は、第3項第2号に定める更新申請終了の日までに、第1項において準用する第4条の申請がないときは、第3項第1号の日をもって、当該掲載事業者を名簿から削除することができる。この場合における通知は、第1項において準用する第5条第2項の規定による通知とする。

(損害賠償責任)

第13条 公社は、名簿に掲載された情報に関して利用者、掲載事業者及び第三者が損害を被った場合において、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。